

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 5 2 号
件 名	私立高校の入学金等の負担軽減と専任教員増など教育条件の向上を図るため、私学助成の増額、拡充を求める意見書の提出について
要 旨	県内私立高校は、それぞれの学校が建学の精神に基づく特色ある豊かな教育を推進するため努力を重ねながら、公立高校と同様に公教育を担っています。 2026年4月から国の高等学校等就学支援金制度が拡充され、これまでであった所得制限が撤廃され、全ての世帯の公立高校生に11万8,800円の支給と併せて、私立高校生に対しても上限45万7,200円の支給が行われ授業料無償が実現しました。 しかし、私立高校の授業料が無償となっても、それ以外の学費である入学金及び施設設備費等の保護者負担は残されたままとなっており、公立高校との学費の格差も依然として続いています。現状においても、年収270万円未満世帯では34倍から54倍、年収270万円以上の世帯では44倍といった具合に大きな格差となっています。 高校への進学が当たり前となっている今日、公立でも私立でも学費の心配なく高校で学ぶことができるよう、国と県とが相まって私立高校の学費の無償化を目指すことが求められます。 私立高校が授業料以外の学納金を徴収せざるを得ないのは、経常費助成が貧弱なことに大きな原因があります。私立高校への経常費助成の生徒1人当たりの助成額は公立高校生1人当たりの公費支出額の3分の1にとどまっています。この差の影響が、専任教員の数にも如実に反映されています。県内私立高校（全日制）の専任教員数は公立高校（全日制）と比べ少ない状況です。全教員に占める専任教員の割合が、2025年度で公立では約73%を占めるのに対して、私立では約61%となっています。 （次頁につづく）
付 託 年月日 委員会	令和8年9月15日 市民厚生常任委員会
受 理	令和8年8月27日 第237号

	私立高校は、建学の精神に基づく独自の教育の伝統を継承していくため、専任教員の存在は不可欠であり、専任教員を増やしていく必要があります。また、一人ひとりの生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせません。そのためには、専任教員増を可能とする経常費助成の増額が喫緊の課題となっています。 そうした現状の中で、県内 5 市 1 町がそれぞれの地域にある私立高校の振興を目的に実施している経常費助成に対して、県は二重の助成を理由に、その総額の 2 分の 1 を県の経常費助成から減額することを行っています。また、2026 年度以降、3 年間連続して募集定員の 9 割に満たなかった私立高校の経常費助成を減額する措置も始まりました。こうした措置は、私立高校の教育条件の悪化を招くもので、国、県の私立学校教育の振興義務を規定した教育基本法第 8 条の趣旨に反するものと言えます。経常費助成の減額措置は直ちに中止し、経常費助成の増額を図ることが強く求められます。 以上のことから、私立高校生が学費の心配なく学校に通うことができるよう、また専任教員を増やし行き届いた教育を行うことができるように、私立高校への私学助成増額・拡充が求められます。 貴議会におかれましては、以上の状況を御理解の上、地方自治法第 99 条の規定により、私立高校の入学金等の負担軽減と専任教員増など教育条件の向上を図るため、私学助成の増額、拡充を求める本陳情を採択の上、関係機関に意見書の送付を行うよう陳情いたします。
--	---